

平成22年9月8日
最終改正日：平成27年4月1日
国立研究開発法人国立環境研究所

国立研究開発法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針

「国立環境研究所におけるコンプライアンス」とは、我が国の環境研究の中核的機関として、関連法令、国立環境研究所憲章、国際的な約束、及び各種規程を遵守し、社会的規範に則り、高い倫理感と社会的良識を持って業務を行うことをいう。国立環境研究所は、その使命を果たすため、役職員等のコンプライアンスに関する基本方針を以下のように定める。

1 国立環境研究所におけるコンプライアンスへの取組

(1) 国立環境研究所におけるコンプライアンスの基本的考え方

我が国の環境研究の中核的機関として、社会から高い信頼性を得てその使命を果たすためには、一般の民間組織以上にコンプライアンスの徹底が求められており、社会的信頼を損ねることのないよう、健全な組織運営を行うため、不断の努力を重ねていく必要がある。

(2) 役職員等のコンプライアンスに対する責務

役職員等は、業務を行うにあたり、公正・誠実な行動を徹底し、関連法令及び国際的な約束を遵守することをはじめ、社会から高い信頼性を得るよう努めるとともに、国立環境研究所の使命を果たすことを常に念頭に置き、コンプライアンスを実践するものとする。

2 コンプライアンス委員会の設置

役職員等がコンプライアンスを確実に実践することを推進するため、国立環境研究所にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する次に掲げる事項について、審議等を行う。

- (1) コンプライアンスの実施に関する事項
- (2) コンプライアンスの推進状況のフォローアップ
- (3) その他コンプライアンス実践のため必要な事項